

静岡県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、高根西部・一色土地改良区（御殿場市、小山町）の設立を平成29年7月18日認可した。

なお、同法第10条第1項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として認可処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年7月18日

静岡県知事 川 勝 平 太